

## 請求に応じるべきか

### 退職証明書を再交付で

#### 問

1年半前に退職した労働者から、「再度転職したため、退職証明書を送ってほしい」という連絡がありました。退職直後にも一度退職証明書を渡しているのですが、再交付に応じる必要はあるのでしょうか。

### 2年の時効へかかる前なら

#### 答

退職した労働者が以下の5項目に関する証明書を請求してきたとき、使用者は遅滞なく交付しなければなりません（労基法22条1項）。5項目とは、①使用期間、②業務の種類、③その事業における地位、④賃金、⑤退職の事由（解雇の場合はその理由を含む）です。ただし、労働者の請求しない事項を記入してはならず（同条3項）、解雇の事実のみの記載を求めた場合には、理由を記載してはいけません（平11.1.29基発45号）。退職等の証明書の請求回数に制限はありません（11.3.31基発169号）が、請求権には同法115条で定める2年の時効が適用されます。令和2年の法改正で時効に変更がありましたが、同法22条は変わらず2年のままとなっています。